（2）妊孕性温存療法に関する制度

小児・AYA 世代がん患者等妊孕性温存療法研究促進事業

●小児・AYA 世代のがん患者等で、一定の条件を満たした方に対し、卵子や精子の凍結等の妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療（以下、「温存後生殖補助医療」）の費用の一部を助成します。

①妊孕性温存療法

対象治療	１回あたりの助成上限額	助成回数
胚（受精卵）凍結	35 万円	２回まで
未授精卵子凍結	20 万円	２回まで
卵巣組織凍結	40 万円	２回まで （組織採取時に１回、再移植時に１回）
精子凍結	２万５千円	２回まで
精子凍結（精巣内精子採取術）	35 万円	２回まで

②温存後生殖補助医療

対象治療	１回あたりの助成上限額	助成回数
①で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	10 万円	６回まで （40 歳～42 歳は３回まで）
①で凍結した未授精卵子を用いた生殖補助医療	25 万円	
① で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30 万円	
① で凍結した精子を用いた生殖補助医療	30 万円	

※がん等の治療を開始する前に、主治医及び生殖医療を専門とする医師にご相談ください。

※指定医療機関（他の都道府県の指定医療機関を含む）で受けた治療に限ります。

●制度の詳細及び指定医療機関は富山県厚生部健康対策室健康課のホームページをご覧ください。

【手続き】富山県厚生部健康対策室健康課

076－444－3224